

救急廃棄物処理業務委託（単価契約） 仕様書

川越地区消防組合

1 目的

川越地区消防組合が救急活動に伴い排出した廃棄物のうち、感染症を生じるおそれのある廃棄物（以下「救急廃棄物」という。）を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき適正な方法で処理することにより、二次感染の防止及び公衆衛生を確保し、適正な救急業務が遂行できることを目的とする。

2 委託期間

令和8年8月1日から令和11年7月31日まで（3年）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

3 支払い方法

月払いとする。

4 委託対象物

法第2条第5項に規定する救急廃棄物

5 委託内容

- (1) 受注者は、回収容器を用意したうえで、救急活動で排出した救急廃棄物を回収し、関係法令を遵守し適正な方法で処理する。
- (2) 委託する救急廃棄物処理の数量は月20箱とする。ただし、救急活動状況により当該数量に変動が生じることがある。

6 回収方法

- (1) 受注者は、毎月1回委託者が指定する曜日に川越北消防署敷地内の指定する集積場所にある救急廃棄物を回収し処理する。
- (2) 受注者は、救急廃棄物を回収するための回収容器（容量40ℓ程度）を毎月回収の際に納入する。ただし、初回分については契約後速やかに納入すること。
- (3) 回収容器は、移動することにより内容物が飛散、流出するおそれのないものとし、流出により容器に変形が生じない材質のものを使用すること。

7 処理方法

処理方法は、法及び関係法令を遵守した適正な方法で実施することとし、その処理の経過が確認できるよう産業廃棄物管理票（マニフェスト票）を提出すること。

8 提出書類等

受託者は、契約後速やかに次の書類を当組合に提出すること

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 廃棄物の処理に関する許可証の写し
- (3) その他当組合が指定するもの

9 報告書の提出

受注者は、委託業務が完了したときは遅滞なく「委託業務実施報告書」を当組合に提出すること。

10 その他

- (1) この仕様書は、委託業務の大要を示すものであるから、受注者はここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって対応すること。
- (2) この入札は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく「川越地区消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。
- (3) 業務委託代金に付すべき消費税額及び地方消費税の税率が改正された場合には改正後の税率によることとなるが、契約者に「税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。」旨を記載する。

【担当】

川越北消防署統括管理課

統括管理担当 木村・榎本

TEL : 049-226-7290 FAX : 049-226-7292

e-mail : tokatsu@union.kawagoel19.lg.jp